

□ 主な町税と減免対象

税 目	納税義務者	減免対象
町 民 税 都 民 税	その年の1月1日現在、町内に住所または事業所などがある人に対して、前年の1月から12月までの所得によって課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 所得が皆無となり生活が著しく困難になった場合
固定資産税	その年の1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に対して、固定資産評価額に基づき課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 災害などにより固定資産の価値が著しく減じた場合
軽自動車税	その年の4月1日現在の軽自動車（バイクを含む）の所有者に対して、課税されます。	身体もしくは精神に障害を有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車（その方と生計を一にする方が所有する軽自動車を含む）で、もっぱら障害者等のために使用する軽自動車については1台（普通自動車で減免を受けている方を除く）に限り減免を受けることができます。

□ 町税の申告と納期のご案内

月 別	町 税	
4 月	固定資産縦覧帳簿の縦覧（4月1日から固定資産税の最初の納期限の日まで）	
5 月	軽自動車税、固定資産税（第1期）	
6 月	町民税・都民税（第1期）	
7 月	固定資産税（第2期）	国民健康保険税（第1期）
8 月	町民税・都民税（第2期）	国民健康保険税（第2期）
9 月		国民健康保険税（第3期）
10 月	町民税・都民税（第3期）	国民健康保険税（第4期）
11 月	固定資産税（第3期）	国民健康保険税（第5期）
12 月		国民健康保険税（第6期）
1 月	町民税・都民税（第4期）、償却資産の申告	国民健康保険税（第7期）
2 月	固定資産税（第4期） 町民税・都民税の申告（16日から）	国民健康保険税（第8期）
3 月	町民税・都民税の申告（15日まで）	
毎 月	町民税・都民税 特別徴収分（6月から翌年の5月まで、徴収月の翌月10日） 町たばこ税（申告納付）、鉱産税（申告納付）、入湯税（申告納付）	
随 時	法人町民税（一般的な納期限は、事業年度の末日から2か月後）	